

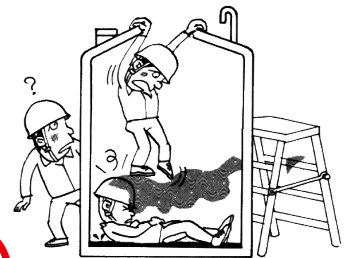
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 案内書

講習内容 法令根拠

- 労働安全衛生法第14条では、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものは、技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められています。
- そして、労働安全衛生法施行令第6条第21号により、別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所（井戸の内部、地下敷設の暗渠・マンホール、雨水・海水が滞留する溝やピット、鋼製のタンク等の内部など）における作業が、作業主任者を選任すべき作業であると定められています。
- この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により必要な知識と技能を習得し、その作業に従事させる際に必要となる酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を取得していただくためのものです。

申込方法

- 受付開始：原則、開催日の2ヶ月前（その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日）
- 申込締切：開催日の2週間前（その日が土・日、祝祭日の場合はその前日）なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。
- 手続方法：窓口申込、郵送申込（現金書留、銀行振込）の方法があり、詳細はホームページを参照ください。



災害発生状況図

受講資格

特に制限はありません。



講習科目 講習時間

講習科目		時間
学科講習	酸欠等の原因、防止措置	4時間
	酸欠症等と救急法	3時間
	保護具	2時間
	関係法令	2.5時間
実技講習	酸素等測定（実技試験を含む。）	2時間
	救急法（実技試験を含む。）	2時間
修了試験	全ての講義終了後に実施	1時間
合計16.5時間 … この時間は休憩時間を含んでおりません。 実際の講習では休憩時間を考慮した時間配分となっております。		

免除科目

次のいずれかのコピーを添付していただくと、救急法の実技講習の受講が免除されます。なお、その場合でも受講料の減免はありません。

- ①日本赤十字社（日赤）の行う救急法の講習を修了して受けた救急員認定証
- ②平成10年3月31日までに日赤の行った救急法一般講習Ⅱを修了して受けた合格証
- ③平成6年12月31日までに救急法の講習を修了して受けた救急員認定証

受講料

受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
13,200円	2,200円	15,400円

※キャンセルの場合の取扱いについては、協会ホームページをご確認ください。

助成金

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。詳しくは愛媛労働局助成金センター（089-987-6370）へお問い合わせください。

修了証

全科目を受講し、修了試験に合格した方に対して、後日、修了証を交付いたします。